## 第4章 災害予防計画

特別防災区域に係る災害の発生は、危険物、高圧ガス等が大量に集積されており、一旦事故等の災害が発生すれば大規模な災害となる恐れがあることから、災害の発生を未然に防止することが最も重要である。

このため、この計画では、危険物、高圧ガス施設等(以下、関係施設等という。) に係る火災、漏洩、爆発等の災害予防計画について基本的事項を定める。

### 第1節 一般災害予防計画

### 1 災害予防の基本方針

- (1) 特定事業者
  - ① 災害予防に関し、第一次的責任者として各施設の設置、貯蔵、取扱い、 防災資機材の整備及び輸送等、すべての点において十分な安全対策を講 じ、あらかじめ定める計画に従い保安検査及び点検の実施を徹底する。
  - ② 事業所内部及び防災関係機関との連絡体制の確立や、職員の避難体制、 配備計画等を策定し、緊急の即応体制を整える。
- (2) 防災関係機関
  - ① 関係法令に基づく権限を有する機関は、特定事業者に対する点検、査察、監督指導を強化し、災害発生要因の排除と災害予防の徹底を図る。
  - ② 特定事業者に対する災害予防についての教育及び防災訓練等を実施し、 防災に関する知識、技能の向上を図る。
  - ③ 特定事業所及び防災関係機関相互の情報連絡体制の確立を図るとともに、防災要員の配備計画を策定する等、緊急時の即応体制を整える。

#### 2 基本的な予防措置事項

- (1) 特定事業者
  - ① 法令に定める定期点検に加え自主的な点検を計画的に実施し、施設及び設備の適切な維持管理に努めるとともに、内部規程を策定し自主保安管理体制を確立する。また、日常及び定期的な施設の点検方法や点検個所の見直し、施設及び設備の更新スケジュールの見直しなど、必要に応じて保全管理を改めて見直していく。
  - ② 自衛防災組織を設置し、防災規程を定め、防災管理者及び副防災管理者(第一種事業者に限る。)を選任し、防災要員を置き、特定防災施設等を設置する。また、必要な防災資機材を整備するとともに、定期的な保守・点検や訓練により、災害時にも支障なく使用できることを確認するなどして維持管理に努める。
  - ③ 従業員等に対する保安教育、防災訓練及び情報伝達訓練等を行い、防災に関する知識、技能の向上を図るとともに、事業所内部及び防災関係機関との連絡、情報伝達体制、避難・広報体制等を確立し、緊急時の即応体制を整える。また、従業員に対して、運転・操作に関する知識・技術の習熟を図ることや、安全管理マニュアル等の作成及び見直し、従業

員への周知徹底等を行うよう努める。

- ④ 特別防災区域における災害の特殊性を考慮し、施設規模に応じた化学 消防車その他の防災資機材、消火薬剤、防毒マスク等及び防災要員の確 保、増強に努める。
- ⑤ 遠隔操作による緊急遮断弁の閉止、現場での操作による手動弁の閉止等の漏洩発生時の緊急停止・遮断が確実に実施できるよう、訓練等の実施により操作に習熟しておく。また、遠隔操作が可能で停電時においても作動可能な緊急遮断弁ついて、設置が義務付けられている容量1万k L以上の特定屋外タンク以外のタンクについても可能な範囲で自主的な整備を検討する。
- ⑥ 危険物タンクの防油堤や高圧ガスタンクの防液堤で、多数のタンクが 設置されているような場合に、仕切堤を設けることにより、漏洩等の局 所化を図り災害の影響を低減する方法を検討する。
- ① 大容量泡放射システムは、システムの輸送や設置、操作に多くの人員が必要であり、また使用する泡消火薬剤も相当数必要となることから、システムを実働するような危険物タンクの全面火災が万が一発生した場合に、有効な消火活動が行えるように、定期的な保守・点検や訓練により、災害時も支障なく使用できることを確認し、信頼性の向上、確保に努める。
- (2) 四国管区警察局

警察官及び災害関係装備品の受支援・調達体制の確立に努める。

- (3) 中国四国産業保安監督部四国支部
  - 関係事業者等に対し立入検査等を行い、必要に応じ指導監督を行う。
- (4) 四国地方整備局

港湾管理者と協議し、港湾施設の整備等、港湾区域内における災害対策の指導を行う。

- (5) 高松海上保安部
  - ① 危険物及び高圧ガス船舶に対し、港則法並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等の遵守、災害防止に関する指導を行う。
  - ② オイルフェンス、油処理剤、消火薬剤等必要な防災資機材の整備を図るとともに、県内における流出油防除資機材の備蓄状況の把握に努める。
- (6) 香川労働局

特定事業所等における産業災害の防止について、監督指導の強化に努める。

- (7) 香川県
  - ① 関係法令に基づく定期的な保安検査及び必要に応じ立入検査等を行い、施設の適切な維持管理がなされるよう指導する。
  - ② 危険物施設や予防査察等について、坂出市消防本部の求めに応じ助言等を行う。
  - ③ オイルフェンス、油処理剤、消火薬剤等の必要な防災資機材の計画的な整備及び備蓄に努める。
  - ④ 特定事業所及び防災関係機関との情報、通信連絡・広報体制、職員の 配置計画等を整備し、災害時の即応体制を整える。

- ⑤ 関係機関と協議のうえ、あらかじめ緊急輸送道路を選定し、緊急時の 車両通行及び物資輸送の確保に備える。
- ⑥ 高圧ガス関係事業所への立入検査等により高圧ガス移動車両の検査 を実施し、移動に係る事故災害の未然防止を図る。
- (8) 香川県警察本部
  - ① 危険物、高圧ガス等の運搬車両の路上検査を実施し、これら車両による事故災害の未然防止を図る。
  - ② 交通規制計画等を策定し、緊急時の車両通行及び物資輸送の確保に努める。
- (9) 坂出市
  - ① 特定事業所に対し、関係法令に基づく定期及び臨時の立入検査等を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう指導し、必要な勧告、指示又は命令を行う。
  - ② 危険物関係事業所への立入検査等により移動タンク貯蔵所及び危険 物運搬車両の検査を実施し、危険物の移送及び運搬に係る事故災害の未 然防止を図る。
  - ③ 特別防災区域における災害の特殊性を考慮し、区域内における施設規模に応じた化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車その他の防災資機材、消火薬剤及び職員の確保、増強に努める。
  - ④ 特定事業所及び防災関係機関との情報、通信連絡・広報体制、職員の 配置計画等を策定し、災害時の即応体制を整える。

#### 第2節 自然災害予防計画

- 1 大雨、強風、高潮、波浪、落雷等の異常な自然現象による災害の予防計画
  - (1) 災害予防の基本方針
    - 特定事業者
      - イ 災害予防に関し、第一次的責任者として関係施設等の安全性の向上 に努めるとともに、あらかじめ定める計画に従い保安検査及び点検の 実施を徹底する。
      - ロ 避難体制、情報連絡体制、施設の緊急停止手順及び防災活動体制等 を整備し、訓練等を行うことにより緊急時の即応体制を整える。
    - ② 防災関係機関
      - イ 関係法令に基づく権限を有する機関は、異常な自然現象の発生に伴 う関係施設等の損壊、危険物等の流出、漏洩等の事故防止を図り被害 を最小限に抑えるため、また、特定事業者に対し関係施設等の適切な 維持管理、信頼性の向上等を図るため、点検、検査、監督指導を強化 する。
      - ロ 特定事業所に対する災害予防についての教育及び防災訓練等を実施し、防災に関する知識、技能の向上を図る。
      - ハ 特定事業所及び防災関係機関相互の情報連絡体制の確立を図ると ともに、防災要員の配備計画を策定する等、緊急時の即応体制を整え る。

#### (2) 基本的な予防措置事項

- ① 特定事業者
  - イ 気象官署等との連絡を密にし、異常気象等に関する情報の収集に努 める。
  - ロ 危険物施設等の耐風圧性、耐腐食性等の強化に努め直接海面に接する事業所用地及び事業用施設が波浪により侵食され又は流出することにより生ずる被害を防止する措置を講ずる。
  - ハ 緊急遮断装置、電気設備等は、災害が発生した場合でも有効に作動 するよう適切に維持管理を行い、信頼性の向上、確保に努める。
  - 二 流出物により施設が破壊されないよう、日常から施設内の物品については固定又は倉庫に保管するなどの措置を講じる。
  - ホ 落雷による被害を防止するため、関係施設等には避雷施設を有効に 設置するとともに、その性能の維持管理を徹底する。
  - へ 危険物施設及び防災施設等の重要機器や消防ポンプ及び非常電源 等は、高潮等の影響を考慮し、必要な対策を講じるよう努める。
  - ト 高潮により電気設備が損傷し全停電になった場合に重大な災害が 発生するおそれがある施設は、対策を講ずるよう努める。
  - チ その他、異常気象等による災害を防止するための必要な予防措置を 講じるとともに、本節 2 (2) ① チ、リ及びヌに記載した事項を徹 底する。

#### ② 防災関係機関

- イ 各防災関係機関は、相互に連携を密にし、関係法令等に基づき、上 (1)の基本方針に沿って、第1節に定める基本的な予防措置事項の徹底を図る。
- ロ 計画水位を満たさない区域については、防潮堤などの整備に努める。

#### 2 地震災害の予防計画

- (1) 災害予防の基本方針
  - 特定事業者
    - イ 災害予防に関し、第一次的責任者として関係施設等の耐震性及び安全性の向上に努めるとともに、あらかじめ定める計画に従い保安検査 及び点検の実施を徹底する。
    - ロ 地震が発生した場合の避難体制、情報連絡体制、施設の緊急停止手順及び防災活動体制等を整備し、訓練等を行うことにより緊急時の即応体制を整える。
    - ハ 地震の規模、発生頻度に応じて対策を講ずる。
    - ニ 特定事業者は自主的に、危険物施設や高圧ガス施設の耐震性能等を 確認し、その結果に応じて必要な措置を講ずる。
  - ② 防災関係機関
    - イ 関係法令に基づく権限を有する機関は、地震発生に伴う火災、漏洩 等の事故防止を図り被害を最小限に抑えるため、また、施設及び設備 の適切な維持管理、信頼性の向上等を図るため、特定事業者に対する 点検、検査、監督指導を強化する。

- ロ 特定事業所に対する災害予防についての教育及び防災訓練等を実施し、防災に関する知識、技能の向上を図る。
- ハ 特定事業所及び防災関係機関相互の情報連絡体制の確立を図ると ともに、防災要員の配備計画を策定する等、緊急時の即応体制を整え る。
- ニ 県道等の主要な道路は、地震により緊急車両等の走行に支障が生 じないように努める。
- ホ 職員等が出入りする事務所は、書棚等が転倒しないように固定し、 職員等の安全を確保するように努める。
- へ 事業所への立入検査等の機会を活用し、地震対策が講じられていることを確認、指導する。

## (2) 基本的な予防措置事項

- ① 特定事業者
  - イ 関係施設等の新設や変更に当たっては、関係法令に基づき十分な耐 震性を確保する。
  - ロ 建設後長期間を経過している関係施設等については、その後の経年 劣化を考慮し、定期点検や保安検査等を実施し、強度の不足する箇 所に適切な措置を施したり、計画的に施設の更新を行なったりする ことにより耐震性を確保する。
  - ハ 危険物の準特定屋外タンクや特定屋外タンク、高圧ガスの球形貯槽ブレースなど、関係法令等で施設の耐震性の技術基準が定められているものについては、関係法令等に定める猶予期間の特例措置にかかわらず早期に必要な耐震性の強化を行うよう努める。
  - 二 防油堤、配管設備、制御設備、付属構造物及び建物等について、関係法令に基づき破損、漏洩等を起こさないよう耐震化を図る。
  - ホータンクのスロッシング対策として、液面高さの管理を行う。
  - へ 漏洩検知装置、緊急遮断装置、消火設備及び資機材等の保安防災設備は、有効に作動するよう関係法令に基づき適切に配置し整備するとともに、定期的な保守・点検や訓練により、災害時にも支障なく使用できることを確認するなどし、信頼性の向上、確保に努める。
  - ト 施設の緊急停止基準及び作業マニュアル等を作成し、従業員に周 知徹底する。
  - チ 自衛防災組織を設置し、防災規程を定め、防災管理者及び副防災 管理者(第1種事業者に限る。)を選任し、防災要員を置き、特定防 災施設等を設置するとともに、必要な防災資機材を整備するとともに、 定期的な保守・点検や訓練により、災害時にも支障なく使用できるこ とを確認するなどして維持管理に努める。
  - リ 従業員等の避難体制、情報連絡体制、防災活動体制等をあらかじめ 整備し、防災関係機関と連携して訓練を行い緊急時に的確な対応が とれるよう努める。
  - ヌ 特別防災区域における災害の特殊性を考慮し、施設規模に応じた化 学消防車その他の防災資機材、消火薬剤、防毒マスク等及び防災要 員の確保、増強に努める。

- ル 事業所の敷地内の通路のうち、防災活動の用に供することができる特定通路等の主要な道路は、地震により自衛消防隊車両及び緊急車輌等の走行に支障が生じないように努める。
- ヲ 従業員等が出入りする事務所等は、窓を網入りガラスにするとと もに、書籍等が転倒しないように固定する等、従業員の安全を確保す るように努める。
- ワ 特定防災施設等及び防災資機材等の地震対策については、応急措置又は設備の多重化や代替措置により、被害が発生する前と同程度の機能を速やかに維持・回復できるよう努める。
- カ 特定屋外タンク貯蔵所のうち、浮き屋根及び浮き蓋の耐震機能確保が必要なタンクについては、関係法令等に定める猶予期間の特例 措置に関わらず可能な限り早期に耐震基準に適合するよう努める。
- ヨ 特定事業者は、自主的に、危険物施設や高圧ガス施設等の配管や 建築物等の耐震性能、技術基準の適合状況及び当該施設周辺の液状 化の可能性を確認し、その結果に応じて必要な措置を講ずる。
- タ 耐震設計構造物に対する検査や工事において、通常の運転状態に おける高圧ガスの重量を超える水等の液体又は不活性ガスを満たそ うとするときは、その耐震性能を確認した結果、性能を満たしてい ない場合は、水等の満水期間を必要最小限とするとともに、設備の 倒壊により破損する可能性のある配管、設備等の保護及び縁切り等 の措置を講ずる。

#### ② 防災関係機関

各防災関係機関は、相互に連携を密にし、関係法令等に基づき、上記 (1)の基本方針に沿って、第1節に定める基本的な予防措置事項の徹底を 図る。

#### 3 津波災害の予防計画

- (1) 災害予防の基本方針
  - 特定事業者
    - イ 災害予防に関し、第一次的責任者として関係施設等の津波対策に努 めるとともに、あらかじめ定める計画に従い点検の実施を徹底する。
    - ロ 津波が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難体制、情報連絡体制、施設の緊急停止手順及び防災活動体制等を整備し、訓練等を 行うことにより緊急時の即応体制を整える。
    - ハ 津波の規模、発生頻度に応じて対策を講ずる。
  - ② 防災関係機関
    - イ 関係法令に基づく権限を有する機関は、津波発生に伴う火災、漏洩 等の事故防止を図り被害を最小限に抑えるため、また、施設及び設備 の適切な維持管理、信頼性の向上等を図るため、特定事業者に対する 点検、検査、監督指導を強化する。
    - ロ 特定事業所に対する災害予防についての教育及び防災訓練等を実施 し、防災に関する知識、技能の向上を図る。
    - ハ 特定事業所及び防災関係機関相互の情報連絡体制の確立を図るとと

もに、防災要員の配備計画を策定する等、緊急時の即応体制を整える。

- ニ 事業所への立入検査等の機会を活用し、津波対策が講じられている ことを確認、指導する。
- ホ 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律123号)により定められた、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、 津波浸水想定を設定する。

## (2) 基本的な予防措置事項

### ① 特定事業者

- イ 事業所の敷地内の通路のうち、防災活動の用に供することができる 特定通路等の主要な道路は、津波来襲後に自衛消防隊車両及び緊急車 輌等の走行に支障が生じないように努める。
- ロ 浸水時に、ドラム缶、容器等が流出して漂流物となることがないよう、置き場や設置方法を適切にするとともに、逆に周辺部からの漂流物の衝突によりタンカー桟橋及び配管、流出油等防止堤等の設備が損傷する可能性についても検討する。
- ハ 特定事業者は、津波警報発令時や津波が発生するおそれのある状況 等における緊急時の対応を検証し、その結果に応じて必要な事項を予 防規程等に定める。
- 二 津波発生時の津波高の予測にはある程度の不確実性があることを 念頭に、津波到達時間や従業員の避難等に要する時間を考慮した緊急 措置の計画作成や訓練等の対策を検討する。
- ホ 浸水が予想されるエリアに重要設備・機器が設置されている場合には、設備・機器の移設または浸水防止対策の実施を検討するとともに、 万一浸水した場合の影響を想定して、応急措置又は代替措置により機能を速やかに回復できるように必要な対応をあらかじめ定めておく。

#### ② 防災関係機関

各防災関係機関は、相互に連携を密にし、関係法令等に基づき、上記 (1) の基本方針に沿って、第1節に定める基本的な予防措置事項の徹底 を図る。

#### 第3節 航空機事故による災害防止

- 1 県及び坂出市は、航空機の墜落等による事故から特別防災区域に係る災害を防止するため、必要に応じて、大阪航空局高松空港事務所に対して運航の監督又は行政指導の強化を要請する。
- 2 特定事業者及び防災関係機関は、特別防災区域又は付近上空において、 航空法(昭和27年法律第231号)第81条(最低安全高度)、第83条(衝 突予防等)、第85条(粗暴な操縦の禁止)、第89条(物件の投下)等に違 反して飛行中の航空機を発見した場合は、直ちに電話等により進入、旋回、 退出方向、推定高度、その他参考事項を大阪航空局高松空港事務所に通報 して、災害の未然防止を図る。

### 第4節 防災に関する調査研究計画

#### 1 特別防災区域及び特定事業所等の実態調査の実施

県及び坂出市は、特別防災区域及び特定事業所等の実態を正確に把握し 防災関係機関における活用を図るため、次の事項について毎年1回以上調 査する。

- (1) 特定事業所の概要
- (2) 石油等の貯蔵、取扱い及び処理量
- (3) 危険物施設の状況
- (4) 特定防災施設、防災資機材の実態と計画
- (5) 防災関係機関の消防力等の状況
- (6) その他必要な事項

### 2 防災に関する調査研究の実施

特定事業者及び防災関係機関は、特別防災区域に係る防災対策を有効かつ適切に実施するため、単独又は共同して、防災に関する次の事項について調査研究を行なう。

なお、調査研究の成果については、本防災計画の見直し等に積極的に活用する。

- (1) 石油及び高圧ガス等の貯蔵、取扱い及び処置に係る技術上の安全に関すること。
- (2) 災害の防御技術に関すること。
- (3) 防災施設・資機材等の新設、改良に関すること。
- (4) 災害想定に関すること。
- (5) 災害原因調査に関すること。
- (6) その他必要な事項

## 第5節 防災教育訓練計画

#### 1 防災教育

特定事業者及び防災関係機関は、単独又は共同して職員等に対する防災 教育を計画的に実施する。

- (1) 特定事業者等は、従業員並びに従業員以外の作業従事者に対して、危 険物及び高圧ガスに係る保安教育を1年に1回以上実施するとともに、 労働安全等についての教育も行なう他、特別防災区域内の他の特定事業 者と共同で防災研修会等を実施する。
- (2) 高松海上保安部は、危険物等を取り扱う事業所の従業員、船舶乗組員 に対し講習会を開催する等、防災思想の普及及び高揚を図る。
- (3) 香川労働局及び労働基準監督署は、事業者に対し労働安全衛生に関する指導等を実施する。
- (4) 香川県は、次により防災教育を実施し、及び推進する。
  - ① 危険物規制事務担当職員に対し、講習会、会議等を開催し、危険物 規制事務の能率化、円滑化を図るため、危険物関係法令の説明、危険 物安全管理技術の指導を行う。

- ② 危険物取扱者に対する講習会を開催し、危険物規制に関する知識・技術の向上を図り、危険物施設の保安管理の徹底を図る。
- ③ 高圧ガスを取り扱う事業所の従業員に対し、高圧ガスの保安管理に 関する講習会等を開催し、徹底した安全教育を行う。
- (5) 坂出市消防本部は、特定事業者に対し、次の防災教育を随時実施する。
  - ① 防災管理者及び副防災管理者に対し、災害の未然防止と自衛防災組織がに共同防災組織の運用に関する教育、指導を行う。
  - ② 防災要員に対し、災害の予防と災害防御技術に関する教育、指導を行う。
  - ③ 危険物保安監督者・危険物施設保安員及び危険物取扱者に対し、危険物施設の保全・危険物の安全管理及び危険物災害の防止等に関する教育、指導を行う。

#### 2 防災訓練

特定事業者及び防災関係機関は、あらかじめ計画をたて、単独又は共同で災害応急対策のための実践的技能の向上、一体的活動体制の確立等を目的とする防災訓練を実施する。

さらに、この実施結果を検証し、防災計画の見直し等に反映する。

なお、防災訓練の実施に当たっては、特別防災区域に災害が発生した場合のほか、地震等により広域的に災害が発生し、防災関係機関の総力を結集できない事態も想定した訓練も実施する。

## (1) 訓練種目

- ① 緊急通信·通報訓練
- ② 避難·避難誘導、広報、救出救護訓練
- ③ 広報、交通規制、警戒区域設定訓練
- ④ 資機材調達・緊急輸送訓練
- ⑤ 危険物火災等防御訓練
- ⑥ ガス漏洩着火防止訓練
- ⑦ 危険物等流出防除訓練
- ⑧ タンカー等船舶火災防御訓練
- ⑨ 地震等自然災害応急対策訓練
- ① その他の必要な訓練
- (2) 訓練の区分及び実施機関
  - ① 単独訓練

特定事業者及び防災関係機関は、事業に関連した訓練種目を選定して、毎年に1回以上訓練を実施する。

② 共同訓練

特定事業者は、あらかじめ災害を想定し、定期的に共同して訓練を実施するとともに、防災関係機関と共同しての訓練も実施する。

③ 総合訓練

特定事業者及び防災関係機関は、災害発生時の円滑な対応及び相互の連携強化を図るため、あらかじめ想定した災害に基づき訓練種目を選定して、総合的な防災訓練を毎年1回以上実施する。なお、

総合訓練は防災本部が主唱して実施する。

## 第6節 特定防災施設等及び防災資機材等の整備計画

特定事業者及び防災関係機関は、災害応急対策に必要な特定防災施設等及び防災資機材等の整備強化に努める。

## 1 特定事業者

特定事業者は、法令に定める基準により流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備を設置し、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車及びその他の防災資機材の整備、充実を図るとともに、使用不能となった場合を想定して、相互協力により効果的な防災活動が実施できるよう努める。

また、復旧活動の妨げとなる構内道路等の堆積物を除去するための資機材の準備に努める。

各特定事業所における防災資機材等の整備状況は、別表 4-1 のとおりである。

## 2 防災関係機関

防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ適切な応急対策が講じられるよう防災資機材等の整備強化を図るとともに、その状況を常に把握し相互協力により、効果的な防災活動の実施に努める。

各防災関係機関における防災資機材等の整備状況は、次のとおりである。

- (1) 消防(局)本部 別表 4-2
- (2) 高松海上保安部 別表 4-3
- (3) 香川県 別表 4-4

#### 3 その他

特別防災区域周辺の漁港等又は漁業協同組合には、流出油等による水産被害の防除のため、県、市又は町のオイルフェンス、オイルマット等の油防除資機材が保管されているが、各所有者は、必要に応じ油防除資機材の整備に努める。

<別表 4-1> 特定事業所の防災資機材等

(平成28年4月1日現在の値)

_												(平成28年	1/11 1 /	
			_					単位	コスモ 石油	三菱化学	四国電力	ライオン ケミカル	川崎重工業	計
副	[3]	<u></u> 方	災	管		理	 者	人	49	125	6	52		232
防			要			 総	数	人	97	100	27	84	208	516
1	直				最 /	<u>,</u> 小 人		人	10	21	8	5	2	46
7 自衛防			災	要員		班の		班	14	4	4	4	1	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —
災組織 陸	上部			員の				直	5	1	2	3	1	_
海	上音	1 防	災	要員	の	班の		班	4	3	4	4	_	_
海	上部		災要	員の	1 F	。 の 頂	重 数	直	2	3	2	3	_	_
大	型	1	<u></u>	学	消	防	車	台	1		1			2
8 三点 大	型	青	哥	所	放	水	車	台	1		1			2
セット   九	J	京	液	搬		送	車	台	2		1			3
8 大 彗	世化	学	高	所	放	水	車	台	1			1		2
9 甲 稙	重普	通	化	二 学	消	防	車	台	1	1				2
10 普	ř.	通		消	ß	方	車	台					1	1
11 普	通	高	Ī	新 :	放	水	車	台		1				1
12 乙 君	種 普	· 通	i 1l	と 学	消	防	車	台						0
13 大	容	量	泡	放	水	砲	等	基	2	_		_	_	2
15 可	挽	i. Ž	式	放		水	銃	基	18	4	0	5	17	44
15 泡放水荷	泡			千			型	基	2		1	1		4
15 他放水4	12   <u> </u>	•		千			型	基		2				2
15	而	t		熱			服	着	4	4	5	4	5	22
15 空 気	呼吸	器	又	は酸	素	呼吸	器	台	17	36	8	4	14	79
	た	. h	白	質 系	( 3	%	型 )	L		12,500	22,000			34,500
	た	. h	白	質 系	( 6	%	型 )	L						0
	フ	ッ化	たん	レ 白 質	系	(3%	型)	L	42,200				100	42,300
	フ	ッ化	たん	レ 白 質	系	(6%	型)	L						0
	合	成身	界 面	活 性	剤(	3 %	型 )	L	6,410					6,410
14 消火薬	系 剤 合	成身	不 面	活 性	剤(	6 %	型 )	L						0
	水	成	膜	<u>í</u> (	3	%	ñ )	L						0
	水	成	膜	<u>į</u> (	6	%	j )	L						0
	水	溶	性液	友 体 月	月 (	3 %	型 )	L	10,600			18,200		28,800
	水	溶	性液	友 体 月	月 (	6 %	型 )	L						0
	計	. (	3	%	型 :	換質	į )	L	59,210	12,500	22,000	18,200	100	112,010
17 オイ	ル	フ	工	ンス	(	B 型	텔 )	m	2,300	4,000	1,940	1,140	400	9,780
17 オイ	゛ル	フ	エ	ンジ	ス月	展 張	船	隻	1	1	1			3
18	油		口		収		船	隻	1					1
18 油		口		収	装	专	置	基						0
油処	理	剤			(	注	)	L	12,906	0	252	180	378	13,716
	•	/ 14			`	,		kg	1,000	070	000		070	1,000
油吸	着	7	ツ	1	(	注	)	kg 枚	5,451	670	833	1,000	270	7,224 1,000
								11				1,000		1,000

<sup>(</sup>注) 大容量泡放水砲等は、瀬戸内地区広域共同防災協議会の資機材であり2セット配備している。 (配備事業所:コスモ石油(株)坂出物流基地)

# <別表 4-2> 主な消防(局)本部の防災資機材等

平成28年4月1日現在

消防(資機材等			万(局)万	本部	単位	坂出市	高松市	丸亀市	三観 広域
消	防	吏 員	実	数	人	77	471	117	175
	8 大	型化学	消防	車	台	1	_	_	-
三点 セット	8 大	型高所	放水	車	台	1	_	_	-
L / 1	8 浩	见原 液	搬 送	車	台	1		_	_
10	普	通消	防	車	台	7	21	11	9
12 Z	」種 普	通化学	消防	車	台	1	2	1	1
15 ī	可 搬	式泡加	文 水	砲	台	0	0	0	0
はし	ごった	计消 防	自 動	車	台	1	3	1	2
15 耐 熱 服					着	9	27	5	2
15空	15空気呼吸器又は酸素呼吸器						119	85	64
17 オイルフェンス				ス	m	0	290	0	300
17 オ	17 オイルフェンス展 張船						0	0	0
		た	ん	白	kL	7.90	1.58		
	肖火薬剤 換算)	フッ化	たん	白	kL				
		合成界	面活性	三剤	kL	2.86	18.26	4.43	1.60
		水	成	膜	kL		0.28	1.82	
		水溶性	液体	用	kL		1.36		

# <別表 4-3> 海上保安庁の防災資機材等

## 1 船 艇

平成28年4月1日現在

船型	船名	基地	トン 数	放水能力	その他の主要機械
PM型	くまの	高松	477	泡沫放水銃 3kL/分×2 粉末放射銃 35kg/秒×1 自衛噴霧装置 400L/分×1	泡消火原液タンク 5,000 L 粉末消火剤タンク 2,000kg オイルフェンス 360m 流出油処理ノズル
PC型	くりなみ	IJ	113	放水銃×1 1.27kL/分	普通/ズル 泡沫発生器
PC型	ことなみ	IJ	61	放水銃×1 1.27kL/分	普通/ズル 泡沫発生器
CL型	ひなぎく	IJ	25	放水銃×2 2.6kL/分	噴霧/ズル 泡沫発生器
PC型	あやなみ	坂出	113	放水銃×2 6. 2kL/分	普通/ズル 泡沫発生器 泡原液 400L
PC型	みねぐも	IJ	61	放水銃×1 1.28k1/分	普通/ズル 噴霧/ズル 泡沫発生器
CL型	ことかぜ	IJ	19	放水銃×1 1.04k1/分	普通/ズル 噴霧/ズル 泡沫発生器
PC型	きよづき	小豆島	113	放水銃×2 6. 3kL/分	普通/ズル 噴霧/ズル 泡沫発生器 泡原液 400L

注:泡沫発生器とは、海水と泡原液を混合し、消火泡を作るもの。

# 2 防災資機材

平成28年4月1日現在

資 機 材 名	単位	高松	坂出	小豆島
油処理剤	L	1,908	1, 485	900
油吸着剤	kg	170	220	268

# <別表 4-4> 香川県の防災資機材等

# 平成 28 年 3 月 31 日現在

品 名	規格	等	数 量	保管場所		
泡消火薬剤貯蔵タンク	薬剤:メガフォームF-62	3 T 3 %型	35kL	香川県防災資機材センター (坂出市番の州公園3番地)		
	B型(P-251) −危機管理	課	160m	香川県防災資機材センター		
オイルフェンス	B型(P-251)−高松港管	理事務所	1, 100m	(高松市朝日新町1-7)		
	A型(P-202)-西讃土木	事務所	200m	藤田商店油槽所 (観音寺市)		
	各型一水産課		27, 140m	県下漁協		
油処理剤	P-258-高松港管理事務	所	0. 684kL	高松港管理事務所倉庫 (高松市朝日町)		
一 是 里 荆	ネオス AB3000-西讃土	木事務所	0. 252kL	藤田商店油槽所 (観音寺市)		
油吸着マット	各型-各土木事務所		1, 184kg	各土木事務所		
何ツ有マット	各型-水産課		12 万枚	県下漁協		

## 香川県防災資機材センター位置(坂出地区)



※この背景地図等データは、国土地理院の電子国土 Web システムから配信されたものである。

## 第7節 平素からの防災に関する啓発活動

東日本大震災等を契機に、住民の危機意識や防災への関心は高まりを見せており、事故に伴う健康や環境への影響を含め前広なリスクコミュニケーションが求められるようになってきていることから、石油コンビナート等においても平素からの防災に関する啓発活動に努める必要がある。

### 1 特定事業者

特定事業者は、防災訓練を実施するときに住民に参加・見学を呼びかけるなど周辺住民への防災に関する広報活動を行なったり、地域住民等との意見交換会を行ったりすることによってリスク回避に向けた取り組み状況の説明等を行う。

# 2 防災関係機関

防災関係機関は、周辺住民への防災に関する広報活動の実施、必要な防災知識の普及啓発、特定事業所における取組みの支援(防災訓練、意見交換会等への同席等)を行う。